

社会福祉法人松実会行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

令和2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和2年 4月～ 計画的な取得に向けて各部署にて検討

令和2年 4月～ 施設内掲示による周知及び啓発を行う

目標2：所定外労働を削減するため、毎週ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

令和2年 4月～ 各部署にて問題点の検討

令和2年 4月～ 毎週ノー残業デーの実施

施設内掲示による社員への周知（毎週）

目標3：職員の誕生日に年次有給休暇1日の取得を実施する。

<対策>

令和2年 4月～ 社員のニーズの把握、検討開始

令和2年 4月～ 制度の導入、施設内掲示による周知及び啓発を行う